

令和8年8月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

近江八幡市長 徳永 久志

市町村名 (市町村コード)	近江八幡市 (252042)	
地域名 (地域内農業集落名)	安土町香庄 (香庄)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月27日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農村地域でありながら、近年担い手農家の高齢化、後継農家の離農、片や米価の下落、肥料農薬・燃料油・農業機械の高騰により農家の農業経営意欲も減退する中、令和3年に農業法人香庄絆塾を設立し、翌令和4年に「人・農地プラン」を作成、以後の農家の高齢化等による離農を想定したうえでその対策を図る必要がある。

・集落内営農における農業後継者の育成 ・水稻、麦作の裏作時における野菜栽培の導入
・農業法人の資本の充実と機械化農業への対応、費用対効果を分析した営農技術の獲得

(2) 地域における農業の将来の在り方

香庄地域における現在の農業転作率は50%で推移しており、転作を主体とした農業法人、認定農家、水稻主体の個人農家の3経営体が経営を担っております。認定農家を含むすべての農家が集落営農の組合員であり先に作成した「実質化された人・農地プラン」において耕作農地の大半が隣接する常楽寺区とは農地のすみわけについて既に話し合いもなされています。水稻と戦略作物である麦を基幹作物とし団地化を図り、水稻の裏作においては冬野菜である重量作物の作付、麦の裏作についても黒大豆を栽培する中で丹波黒大豆のウェイトを増やし収益を高める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	21 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	21 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落での利用が行われる範囲を表示している。隣接する集落との協議により、変更の場合がある。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業法人設立時(令和3年)に将来的に農用地の集積、農作業の集団化に向けた取り組みを行うことに組合員全員が賛同しており、目標年度に向けた取り組みを段階的に進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地は地域で守ることを大前提に、土地持ち農家の意向を踏まえつつ地域の農地全体を農地バンクに貸し付ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
平成3年に基盤整備事業を実施、その後も平成30年暗渠排水工事を行う。地区のうちのほとんどが西側から東方向へ緩やかに傾斜する地盤の上で耕作を行っており、現状以上の農用地の大区画化は望めない。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
当地域の農用地受益面積はおおむね20haであり、将来的に地域農業を支える後継者(2人～2.5人)の育成が急務な課題である。作物の生育ステージ、肥培管理、免許取得等、法人が中心となって担い手育成を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域特産黒大豆の乾燥・調整作業は彦根市の法人へ委託 ・麦作の防除はJA系列会社へ委託(将来的には法人がスマート農業の一環としてドローンを取得予定)

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③次世代の農業後継者が農業経営を担ってもらう過程で、費用対効果を考えながらスマート農業機械の導入を図る。
⑧農地の保全管理については、将来的にその作業全般を農業者だけが担うことは無理があり、「世代をつなぐ農村丸ごと保全向上対策」活動組織である香庄地域環境保全の会と連携し農地の保全管理に努める。また、現有農業施設の老朽化に伴い、水稻・麦・大豆の乾燥調製施設を併設した農業機械格納庫、水稻育苗苗とハウス野菜栽培を視野に入れた簡易型パイプハウスの新設を図る。